

# 福岡県公報

令和 6 年 6 月 4 日  
第 501 号

## 目 次

### 告 示 (第344号 - 第346号)

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	1
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	1
○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく 区域指定について	(都市計画課) ……………	2
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	2
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) ……………	3
○令和 6 年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高齢者地域包括ケア推進課) ……………	6
○市の換地処分	(農村森林整備課) ……………	7
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	12

### 公安委員会

○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する 告示の一部を改正する告示	(警察本部留置管理課) ……………	13
---	-------------------	----

## 告 示

### 福岡県告示第344号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 6 年 6 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所  
糸島市白糸字地獄480の19(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第345号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 6 年 6 月 4 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	波呂線 神在線	糸島市神在西四丁目1486番1先から 糸島市神在西四丁目1493番1先まで

### 福岡県告示第346号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市建設産業部都市整備課において公衆の縦覧に供する。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定した土地の区域の名称  
古賀市高田地区
- 指定した土地の区域  
古賀市久保及び筵内の一部

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類  
表面形状測定システム（6備出1）
- 競争入札参加者の資格

### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

### (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- 従業員数
- 年間売上高

- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
  - ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
  - セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
  - ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
  - タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
  - チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
  - ツ 返信用封筒（434円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和6年6月18日（火曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- #### 4 競争入札参加資格審査結果の通知
- 競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- #### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 調達内容

##### (1) 調達案件名

表面形状測定システム（6備出1）

##### (2) 調達物品及び数量

表面形状測定システム 一式

##### (3) 履行期限

令和7年3月14日（金曜日）

##### (4) 履行場所

福岡県工業技術センター機械電子研究所

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

令和6年7月12日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
05	04	理化学精密機器	A A
05	06	計測機器	A A
05	08	工事製造機器	A A
05	10	光学機器・D P E	A A
05	11	諸機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する同等品申請書を福岡県工業技術センター機械電子研究所に令和6年6月28日（金曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・同等品申請書の提出場所及び同等品申請書に関する問合せ先

福岡県工業技術センター機械電子研究所

〒807-0831 北九州市八幡西区則松三丁目6-1

電話番号 093-691-0260

F A X 093-691-0252

なお、提出した同等品申請書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）  
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和6年6月4日（火曜日）から令和6年6月28日（金曜日）までの福岡県の休日  
を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」  
という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和6年7月12日（金曜日）11時00分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期  
限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁行政棟地下1階5号会議室（行政南棟地下1階）
- (2) 日時

令和6年7月16日（火曜日）10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4  
項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全て  
が立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場  
合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付  
又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上  
を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人  
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書  
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す  
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金  
額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人  
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書  
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加  
わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
surface shape measuring system
- (2) Delivery period : By March 14, 2025
- (3) Delivery place : Mechanics & Electronics Research Institute, 3 - 6 - 1 norimatsu, yahatanishi - ku, Kitakyushu City 807 - 0831, Japan  
Tel 093 - 691 - 0260
- (4) Time Limit for Tender : 11:00 A. M. on July, 12 2024
- (5) Contact Point for the Notice :General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
Tel 092 - 643 - 3092

公告

令和6年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

- (1) 方法  
試験は、筆記試験の方法により実施する。
- (2) 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所

令和 6 年 10 月 13 日 (日曜日)	午前 10 時 00 分	北九州市八幡東区平野一丁目 6 番 1 号 九州国際大学
		福岡市城南区七隈八丁目 19 番 1 号 福岡大学

## (3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分		問題数
介護支援分野	介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	25問
保健医療福祉サービス分野	保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること。	20問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること。	15問
合 計		60問

## (4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書 1 部に次に掲げる書類及び写真（申込み前 6 月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの）並びに受験手数料 9,700 円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号 812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 30 号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

## (ア) 実務経験証明書

## (イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料 9,700 円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合

でも返還しない。

## (2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、令和 6 年 6 月 6 日（木曜日）から令和 6 年 7 月 5 日（金曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

## 4 合格者の発表

令和 6 年 11 月 25 日（月曜日）に受験者全員に対し、可否の通知を行う。

## 5 その他

試験を中止し、又は延期する場合は、福岡県及び介護支援専門員協会のホームページで公表する。

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話 092-431-4590）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して 250 円切手を貼った返信用封筒（角型 2 号程度で A 4 判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

## 公告

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の 事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉市	朝倉市宮野・入地 (桂川流域宮野・入地地区)	令和 6 年 5 月 16 日

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和6年5月21日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ドラッグストアモリ行橋市神田町店  
(2) 所在地 行橋市神田町444番 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和7年1月22日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,378平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物北側	34
建物敷地東側	21
合計	55

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物北側	11

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物北側	35

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物敷地西側	6.64

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
4箇所	建物敷地北側及び東側、建物敷地東側駐車場北側及び西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分～午後11時00分

## 公告

三池干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事



氏名	住所
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地
山口 一幸	大牟田市昭和開296番地
池田 正信	大牟田市大字手鎌1072番地 4
久保田 巖	みやま市高田町昭和開177番地
梅崎 聖人	みやま市高田町昭和開132番地
池田 幸弘	みやま市高田町昭和開136番地
松尾 眞次	大牟田市大字岬2833番地 1
猿渡 英作	大牟田市大字岬39番地 4
奥蘭 俊孝	大牟田市大字唐船1300番地
古賀 正廣	大牟田市大字手鎌1175番地 4
牟田口 由雄	大牟田市明治町三丁目33番地 3
久保田 宣治	みやま市高田町黒崎開1633番地 1
小宮 勝洋	みやま市高田町北新開916番地
江崎 淳二	みやま市高田町濃施60番地 1 ハイッタダクマⅢ B棟202号
高田 恵勝	みやま市高田町永治271番地 1
永江 学	みやま市高田町江浦973番地
原田 豊治	みやま市高田町徳島582番地

## 2 退任監事

氏名	住所
濱武 正和	大牟田市昭和開322番地
幸田 正生	みやま市高田町昭和開187番地
森田 益美	みやま市高田町黒崎開1545番地

## 3 就任理事

氏名	住所
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地
山口 一幸	大牟田市昭和開296番地
久保田 巖	みやま市高田町昭和開177番地
梅崎 聖人	みやま市高田町昭和開132番地
松尾 眞次	大牟田市大字岬2833番地 1
奥蘭 俊孝	大牟田市大字唐船1300番地
古賀 正廣	大牟田市大字手鎌1175番地 4
江崎 淳二	みやま市高田町濃施60番地 1 ハイッタダクマⅢ B棟202号
田中 新	みやま市高田町永治275番地
原田 豊治	みやま市高田町徳島582番地

## 4 就任監事

氏名	住所
濱武 正和	大牟田市昭和開322番地
森田 益美	みやま市高田町黒崎開1545番地
坂口 一八	みやま市高田町上楠田2521番地

## 公告

大牟田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏名	住所
中島 照章	大牟田市大字上内3520番地 2

中島 明彦	みやま市高田町黒崎開512番地 1
古賀 六紀	大牟田市大字上内3492番地 2
中島 元彦	大牟田市大字上内3668番地507
中島 昭治	大牟田市大字上内3463番地 1

## 2 退任監事

氏 名	住 所
原 盛行	大牟田市大字宮崎2173番地 1
角 正吾	大牟田市大字宮崎829番地 2

## 3 就任理事

氏 名	住 所
中島 照章	大牟田市大字上内3520番地 2
中島 明彦	みやま市高田町黒崎開512番地 1
古賀 六紀	大牟田市大字上内3492番地 2
中島 元彦	大牟田市大字上内3668番地507
中島 昭治	大牟田市大字上内3463番地 1

## 4 就任監事

氏 名	住 所
川上 正信	大牟田市大字久福木466番地 1 ウエストリバー B号
中島 英樹	大牟田市大字上内3583番地

## 公告

八女筑後地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
下川 栄治	筑後市大字馬間田1128番地
下川 基文	筑後市大字井田920番地 1
坂本 好教	筑後市大字折地725番地
田島 雅弘	筑後市大字鶴田1565番地 1
田中 稔	筑後市大字新溝597番地 2
田中 瑞廣	筑後市大字江口744番地
貝田 晴義	筑後市大字富久574番地
村上 知己	筑後市大字津島1340番地
中村 勇次	筑後市大字津島906番地
成清 恵	筑後市大字蔵数1054番地
川口 誠二	八女市国武464番地
野上 正秀	八女市本755番地 2
牛島 康博	八女市津江442番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
下川 達弘	筑後市大字下妻514番地 1
甲斐田 泰	八女市矢原317番地 1

## 3 就任理事

氏 名	住 所
下川 栄治	筑後市大字馬間田1128番地
井口 俊文	筑後市大字下妻116番地 6

坂本 好教	筑後市大字折地725番地
江崎 勝巳	筑後市大字島田1262番地
田島 雅弘	筑後市大字鶴田1565番地 1
田中 稔	筑後市大字新溝597番地 2
田中 瑞廣	筑後市大字江口744番地
下川 守直	筑後市大字常用643番地
中村 浩章	筑後市大字津島915番地
大崎 清	筑後市大字蔵敷1043番地
川口 誠二	八女市国武464番地
石橋 鏡詩	八女市立野58番地
稲貝 稔成	八女市宅間田484番地 2

## 4 就任監事

氏 名	住 所
貝田 晴義	筑後市大字富久574番地
甲斐田 泰	八女市矢原317番地 1
中園 陽子	筑後市大字熊野1203番地42

## 公告

柳川みやま土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
山田 政美	柳川市大浜町1108番地 1

伊藤 法博	柳川市上宮永町618番地 1
久保 泰道	柳川市三橋町百町205番地 1
森 榮治	柳川市三橋町垂見1370番地
坂井 年博	柳川市大和町中島2400番地
松藤 和彦	柳川市大和町大坪 4 番地
葉玉 満則	みやま市瀬高町本郷795番地 1

## 2 退任監事

氏 名	住 所
横山 隆美	柳川市佃町943番地
松尾 昭義	柳川市三橋町今古賀213番地 5

## 3 就任理事

氏 名	住 所
山田 政美	柳川市大浜町1108番地 1
伊藤 法博	柳川市上宮永町618番地 1
久保 泰道	柳川市三橋町百町205番地 1
田中 年丸	柳川市三橋町棚町170番地
坂井 年博	柳川市大和町中島2400番地
松藤 和彦	柳川市大和町大坪 4 番地
葉玉 満則	みやま市瀬高町本郷795番地 1

## 4 就任監事

氏 名	住 所
横山 隆美	柳川市佃町943番地
松尾 昭義	柳川市三橋町今古賀213番地 5

## 公告

大野島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏名	住所
堤 敬信	大川市大字大野島1322番地
今村 和彦	大川市大字大野島1193番地2
永島 満志	大川市大字大野島132番地
田中 博満	大川市大字大野島554番地1
松本 浩一	大川市大字一木925番地1 パレス・一木G号
武下 具視	大川市大字大野島2457番地1
古賀 誠一郎	大川市大字大野島1518番地2
今村 謙治	大川市大字大野島2109番地
田中 義弘	大川市大字大野島3196番地
梅崎 英俊	大川市大字大野島2324番地1
吉川 文人	大川市大字大野島3530番地
江頭 英作	大川市大字大野島4102番地
島崎 幸則	大川市大字大野島3348番地1

## 2 退任監事

氏名	住所
今村 保	大川市大字大野島2406番地1
津村 浩二	大川市大字大野島1208番地

江頭 良介	大川市大字大野島4103番地
山口 浩康	大川市大字新田179番地3

## 3 就任理事

氏名	住所
堤 敬信	大川市大字大野島1322番地
津村 明美	大川市大字大野島1208番地
永島 満志	大川市大字大野島132番地
田中 博満	大川市大字大野島554番地1
松本 浩一	大川市大字一木925番地1 パレス・一木G号
古川 亮	大川市大字小保654番地2
古賀 誠一郎	大川市大字大野島1518番地2
今村 謙治	大川市大字大野島2109番地
野田 俊博	大川市大字大野島2230番地
武下 克己	大川市大字大野島2913番地2
山崎 邦照	大川市大字大野島3547番地1
江頭 良介	大川市大字大野島4103番地
島崎 重夫	大川市大字大野島3335番地4

## 4 就任監事

氏名	住所
大曲 浩二	大川市大字大野島541番地2
今村 保	大川市大字大野島2406番地1
梅崎 英俊	大川市大字大野島2324番地1
山口 浩康	大川市大字新田179番地3

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第132号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示（昭和35年7月福岡県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年6月4日

福岡県公安委員会

「1,216円」を「1,236円」に、「402円」を「408円」に、「407円」を「414円」に、「490円」を「500円」に改める。